

企 画 競 争 公 募 （ 変 更 ）

独立行政法人国立青少年教育振興機構 国立中央青少年交流の家において、下記のとおり公募変更します。

1. 企画競争に付する事項

国立中央青少年交流の家 清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務 一式

2. 変更する事項

令和8年7月15日付、企画競争公募について、下記のとおり変更します。

（1）企画提案書の提出期限

変更後 令和8年8月31日(月) 17時必着

変更前 令和8年8月14日(金) 17時必着

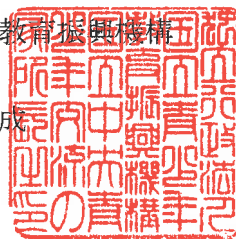
（2）自動販売機の設置台数

変更後 自動販売機：計7台（飲料6、アイス1）必須台数

変更前 自動販売機：計9台（飲料7、アイス1、軽食1）

令和8年8月21日

独立行政法人国立青少年教育振興機構
国立中央青少年交流の家
所 長 藤原 一成



企 画 競 争 公 募

独立行政法人国立青少年教育振興機構 国立中央青少年交流の家（以下、「中央交流の家」という。）において、下記のとおり公募します。

1. 企画競争に付する事項

国立中央青少年交流の家 清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務 一式

2. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

公募要領のとおり

3. 公募要領および仕様書の交付方法

本公告日から中央交流の家 総務・管理係において交付する。

4. 企画提案書の提出等

(1) 提出方法

別に定める清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務 一式に関する公募要領に基づく企画提案書等5部（本紙1部、写し4部）を、中央交流の家 総務・管理係に持参又は郵便（配達記録の残るものに限る。）すること。

(2) 提出期限

令和8年8月14日(金) 17時必着

5. 契約予定者の選定方法

業者選定委員会において、提出された企画提案書等にて書類選考を実施する。なお、必要に応じてヒアリングを行う。

6. 事務を担当する組織の名称及び所在地

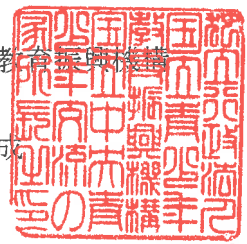
名 称 独立行政法人国立青少年教育振興機構 国立中央青少年交流の家 総務・管理係
所在地 〒412-0006 静岡県御殿場市中畑2092番地の5
電話 0550-89-2022

7. その他

本件に関するその他必要事項については、公募要領によるものとする。

令和8年7月15日

独立行政法人国立青少年教育振興機構
国立中央青少年交流の家
所 長 藤原 一成



清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務 一式に関する公募要領

件 名：国立中央青少年交流の家 清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務 一式

1. 設置要領

受託者は、公募をする独立行政法人国立青少年教育振興機構 国立中央青少年交流の家の施設内に自動販売機を設置し、清涼飲料水等の提供及び管理を行うものとする。

2. 自動販売機の設置場所及び利用者月別数

別紙の仕様書のとおり

3. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

（１）独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則第３条及び第４条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

① 被保佐人、被補助人及び未成年者で必要な同意を得ている場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

② 以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後２年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様。）

（ア）公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

（イ）落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

（ウ）正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

（エ）契約の履行に当たり故意又は重大な過失により、工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

（オ）監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

（カ）前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

（２）当機構から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

（３）法令等の定めにより許認可を受けて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可を受けていることを証明した者であること。

（４）公募等に公募又は公示された事項に基づき、本公募要領４．（１）において示した提出書類を提出した者であること。

（５）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員（暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

（６）前記（５）に該当する者の依頼を受けて応募しようとする者ではないこと。

（７）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (11) 暴力団又は暴力団員及び(7) から(10) までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

4. 企画提案書に関する事項

(1) 提出書類

- ①企画提案書(様式任意)
- ②企画提案による資料(カタログ等)

(2) 企画提案書に盛り込むべき内容

- ①別紙1-1「清涼飲料水等(自動販売機)の提供委託業務の業者選定評価表」及び仕様書(「7. 設置条件」及び「8. 経費等の負担」)に基づき提案を行うこと。
- ②「自動販売機設置の流れ」のフロー図(設置方法と設置に伴う実施日程などが分かるよう、図面等などを用いて記述すること。
- ③清涼飲料水等の提供する内容が分かる資料を提示すること。
- ④自動販売機1台当たりの年間消費電力量を記述すること。
- ⑤その他、本業務の実施に必要な事項、内容、方法等があれば記述すること。
- ⑥参考見積書(飲料水等の品名と価格の内訳を記述すること。)

(3) 企画提案書の提出場所並びに問い合わせ先

〒412-0006 静岡県御殿場市中畑2092番地の5
独立行政法人国立青少年教育振興機構 国立中央青少年交流の家 総務・管理係
電話 0550-89-2022

(4) 企画提案書の提出方法

- ①用紙サイズをA4判、横書きとし、件名と企画提案者名を記述のうえ5部(本紙1部、写し4部)提出すること。
- ②提出方法は、持参又は郵便(配達記録の残るものに限る。)することとする。
- ③企画提案書を提出する際には、件名、組織の代表者名、連絡担当者の所属、氏名、電話番号を表紙に明記すること。

(5) 企画提案書等の提出期限等

提出期限：令和8年8月14日(金) 17時必着
提出先：上記(3)に示す場所。

(6) その他

企画提案書等の作成費用については、選定結果に拘わらず企画提案者の負担とする。
また、提出された企画提案書等については返却しない。

5. 選定方法等

(1) 選定方法

業者選定委員会において、提出された企画提案書等にて書類選考を実施する。なお、必要に応じてヒアリングを行う。

(2) 審査基準

別途定めた審査基準のとおり。

(3) 選定結果の通知

令和8年9月7日(月)予定にすべての企画提案者に選定結果を通知する。

6. 契約締結

選定の結果、契約予定者と企画提案書等を基に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については企画提案書等の内容を勘案して決定するものとするので、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

7. スケジュール

(1) 公募開始：令和8年7月15日(水)

※質疑や現地説明を求める場合は、令和8年7月31日(金)までに4.(3)に示す問い合わせ先へ連絡すること

(2) 公募締切：令和8年8月14日(金)

(3) 業者決定：令和8年9月7日(月) 予定

(4) 契約期間：令和8(2026)年10月1日から令和13(2031)年9月30日まで

8. その他

業務実施にあたっては、契約書及び企画提案書等を遵守すること。

別紙1-1 清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務の業者選定評価表

別紙1-2 評価要領

別紙2 業者選定結果通知書

別冊1 仕様書

別冊2 清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務契約書（案）

清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務 一式の業者選定評価表

企画提案者名：

委員名：

評価基準		評価点				
		基準点	加点 (大)	加点 (中)	加点 (小)	合計
(1) 商品	① 清涼飲料水等の選定については、発注者と協議のうえ決められるよう提案されているか。	3	5	3	1	8
	② 商品の補充は定期的に行い、欠品にならないように配慮されているか。	3	5	3	1	8
	③ 使用済容器等の回収は回収容器が溢れることないよう定期的に行い、再資源化に努めるようになっているか。	3	5	3	1	8
	④ 使用済容器等のゴミの最終処理まで責任を持ったものとなっているか。	3	5	3	1	8
(2) 自動販売機の保守 対応	① 故障等の対応については、自動販売機設置業者が行うようになっているか。	3	5	3	1	8
	② 自動販売機の正面の見えるところに故障等の場合の連絡先を表記されているか。	3	－	－	－	3
	③ 利用者等の苦情等の問合せについては、誠意ある対応を行い、トラブルの無いように対処しているか。	3	－	－	－	3
(3) 自動販売機	① グリーン購入法に定める基準を満たしているか。	3	－	－	－	3
	② J I S 規格及び業界自主基準に準じた転倒防止措置を講じる提案となっているか。	3	－	－	－	3
	③ 周りの色合いに合わせたものとなっているか。	3	5	3	1	8
	④ 新硬貨、新紙幣、電子マネーが使用できる機種が提案されているか	3	5	3	1	8
(4) 清涼飲料水等の料金	① 料金設定については、通常販売価格を上限となっているか。	3	－	－	－	3
	② アルコール類の販売価格については、各地方施設の実情に応じた価格となっているか。	3	5	3	1	8
(5) 手数料	① 販売手数料については、売上に対する料率の提案がされているか。 提案する手数料率をそのまま加点する。（例：手数料率 20%であれば 20 点）	3	提案する手数料率（%）			3
(6) その他	① その他、施設に合わせた企画提案が出されているか。	3	5	3	1	8
(7) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する事項 ※複数認定等に該当する場合は、最も配点が	① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業) 認定段階 1 (労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと)	－	4			
	② 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業) 認定段階 2 (労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと)	－	6			
	③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業) 認定段階 3 (労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと)	－	8			
	④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業) プラチナえるぼし認定	－	10			

高い区分により加点を行うものとする。	⑤	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業) 行動計画策定済(女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が100人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ))	-	2	10
	⑥	次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナ認定企業) くるみん認定(平成29年3月31日までの基準)	-	4	
	⑦	次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナ認定企業) トライくるみん認定	-	6	
	⑧	次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナ認定企業) くるみん認定(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)	-	6	
	⑨	次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナ認定企業) くるみん認定(令和4年4月1日以降の基準)	-	8	
	⑩	次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナ認定企業) プラチナくるみん認定	-	10	
	⑪	青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定 ユースエール認定	-	8	
	⑫	内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人相当する各認定等に準じて評価する。		2・4・6・ 8・10	
合 計			42	50 (※)	92 (※)

(※) 提案する手数料率を加算した得点を評価点とする。

評価要領

企画審査は、別紙 1-1 の評価シートに示す評価基準により、次のとおり評価するものとする。

＜評価項目＞

- 1 基準点は、評価項目の内容を満たしている場合に、基準点欄に記載している得点をそのまま付与する。なお、評価項目の内容を満たしていない項目が 1 ヶ所でもあった場合は、評価全体として不合格となり、契約予定者となることができない。
- 2 加点は、評価項目の内容を満たしたうえで、さらに特筆すべき提案がある場合に基準点に加えて得点を付与する。ただし、加点欄が「-」となっているものは基準点のみを付与する。また、基準点欄が「-」となっているものは、評価すべき項目があった場合にのみ加点を行う。
- 3 加点は以下により得点を付与する。
 - ① 提案に具体性があり、より良いサービスを期待できる場合
・・・加算（小）
 - ② ①以上に提案が斬新であり、かつ、利用者の満足度の向上が期待できる場合
・・・加点（中）
 - ③ ②以上に申し分のない提案であり、更なる利用者の満足度の向上が期待できる場合
・・・加点（大）

＜全体評価＞

- 4 契約予定者の決定は以下により行う。
 - （１）評価項目ごとに基準点に加点を加えた得点をその評価項目の合計得点とする。
 - （２）全ての評価項目の合計得点を合算し、提案者の中で最も高い点数を得たものを第 1 番目の契約予定者とする。

【業者選定結果通知書（合格かつ設置可能）】

別紙2-1

独国青中 第 号
令和〇〇年〇〇月〇〇日

（業者名） 殿

独立行政法人国立青少年教育振興機構
国立中央青少年交流の家
所 長 藤原 一成

通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで公募しました「国立中央青少年交流の家 清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務 一式」については、業者選定評価の結果、第〇番目の契約の交渉相手方となりましたのでお知らせします。

については、別途契約について連絡いたしますので、ご対応くださるようお願いいたします。

【業者選定結果通知書（合格かつ補欠）】

別紙2-2

独国青中 第 号
令和〇〇年〇〇月〇〇日

（業者名） 殿

独立行政法人国立青少年教育振興機構
国立中央青少年交流の家
所 長 藤原 一成

通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで公募しました「国立中央青少年交流の家 清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務 一式」については、業者選定評価の結果、第〇番目の契約の交渉相手方となりましたのでお知らせします。

ついては、上位の応募者と契約を行わないこととなった場合には、令和〇〇年〇〇月〇日までに貴社へ申し入れを行う予定ですので、ご承知おきくださるようお願いいたします。

【業者選定結果通知書（不合格）】

別紙2-3

独国青中 第 号
令和〇〇年〇〇月 〇日

（業者名） 殿

独立行政法人国立青少年教育振興機構
国立中央青少年交流の家
所 長 藤原 一成

通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで公募しました「国立中央青少年交流の家 清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務 一式」については、業者選定評価の結果、要件を満たしていなかったため不合格となりましたのでお知らせします。

仕 様 書

1. 件 名

国立中央青少年交流の家 清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務 一式

2. 利用者数（年間見込）

約 1 2 1, 0 0 0 人

※別紙 1 令和 7 (2025) 年度 総利用者数（実績）

3. 販売数量（年間見込）

約 2 0, 0 0 0 本（飲料）

※別紙 2 令和 7 (2025) 年度 売上実績

4. 現在の機種区分、設置台数及び設置図

自動販売機：計 9 台（飲料 7、アイス 1、軽食 1）

※別紙 3 自動販売機 設置図

※設置場所の追加提案を妨げない

5. 履行場所

所在地：静岡県御殿場市中畑 2 0 9 2 番地の 5

施設名：独立行政法人国立青少年教育振興機構 国立中央青少年交流の家

6. 契約期間

令和 8 (2026) 年 1 0 月 1 日から令和 1 3 (2031) 年 9 月 3 0 日までとする。

7. 設置条件

（1）設置期間

自動販売機の設置期間は、事業委託契約期間とする。

（2）商品

①清涼飲料水等の選定については、発注者と受注者協議のうえ決めるものとする。

②商品の補充は定期的に行い、欠品にならないように配慮するものとする。

（3）使用済容器等の回収及びリサイクル

①自動販売機に併設して販売商品の容器（缶、びん、ペットボトル等）の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを設置すること。

②使用済容器等の回収は回収ボックスが溢れることないよう定期的に行い、再資源化に努めるものとする。

③使用済容器等のゴミの最終処理まで責任を持つものとする。

（4）自動販売機の保守対応

①故障等の対応については、受注者が行うものとする。

②自動販売機の正面の見えるところに故障等の場合の連絡先を表記するものとする。

③施設の利用者等は、主に青少年を対象としていることから、苦情等の問合せについて、適切、迅速かつ誠意ある対応を行い、トラブルの無いようにするものとする。

(5) 自動販売機

- ①設置する自動販売機は、「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（平成12年法律 第100号（グリーン購入法））」に定める基準を満たした機械を設置すること。
- ②設置する自動販売機は、設置場所の状況に応じ、JIS規格及び業界自主基準に準じた転倒防止措置を講じ、併せて耐震対策を施すこと。
- ③青少年施設に相応しいデザインや周辺環境に合わせた色合いとすること。
- ④新硬貨、新紙幣、電子マネーが使用できる機種の設置を考慮すること。

(6) 清涼飲料水等の料金

料金設定については、通常販売価格を上限とする。

(7) 売上金の帰属

自動販売機による売上金は、受注者に帰属するものとする。

(8) 手数料等

- ①清涼飲料水等の販売に当たり、販売手数料及び電気使用料を発注者に納めるものとする。
- ②自動販売機設置等に伴う不動産貸付料は無償とする。
- ③販売手数料は、売上に対する料率を提案するものとする。なお、種別（飲料、アイス、軽食）ごとに異なる料率の提案を妨げない。
- ④電気使用料は、発注者が自動販売機の年間消費電力量から1か月あたりの電気料金を算出し、四半期に一度、受注者に請求するものとする。なお、電気使用料相当額を販売手数料に加味する受注者からの提案を妨げない。

(9) 売上報告

受注者は、自動販売機毎に清涼飲料水等の売上について、売上月の翌月の20日までに発注者に報告するものとする。

(10) その他

その他必要と思われるものについて、提案するものとする。

8. 経費等の負担

(1) 受注者が負担する費用

- ① 自動販売機の設置、交換、撤去及びメンテナンスに係る費用
- ② 自動販売機の光熱水費
- ③ 使用済容器等の廃棄物処理費用
- ④ 本運營業務に係る人件費
- ⑤ その他本運營業務に関して必要な費用

(2) 発注者が負担する費用

- ① 自動販売機を設置する土地及び建物並びに附帯設備の維持管理費

9. その他

- ① 受注者は、契約の終了等により国立中央青少年交流の家から撤退する場合は、原状回復するものとする。
なお、契約期間中に受注者が新規設置した施設・設備等の所属、処分等の取扱いについては、発注者・受注者間で協議の上決定するものとする。
- ② この仕様書に定めのない事項、あるいは、その解釈について疑義が生じた事項については、その都度、発注者・受注者間で協議の上定めるものとする。

令和7(2025)年度 総利用者数(実績)

年 月	総利用者数[総合計](人) 宿泊+日帰り
令和7(2025)年4月	11,697
令和7(2025)年5月	17,572
令和7(2025)年6月	14,544
令和7(2025)年7月	12,108
令和7(2025)年8月	12,751
令和7(2025)年9月	15,218
令和7(2025)年10月	8,842
令和7(2025)年11月	13,841
令和7(2025)年12月	3,394
令和8(2026)年1月	341
令和8(2026)年2月	3,315
令和8(2026)年3月	7,742
合 計	121,365

※1月は、休館月

令和7(2025)年度 売上実績

年 月	飲 料 (本)	ア イ ス (本)	軽 食 (個)
令和 7 (2025) 年 4 月	1, 436	333	28
令和 7 (2025) 年 5 月	896	220	31
令和 7 (2025) 年 6 月	968	104	21
令和 7 (2025) 年 7 月	2, 757	337	0
令和 7 (2025) 年 8 月	3, 498	1, 361	0
令和 7 (2025) 年 9 月	3, 549	571	0
令和 7 (2025) 年10月	1, 543	231	79
令和 7 (2025) 年11月	1, 513	89	32
令和 7 (2025) 年12月	622	41	4
令和 8 (2026) 年 1 月	706	143	19
令和 8 (2026) 年 2 月	263	163	4
令和 8 (2026) 年 3 月	3, 233	254	55
合 計	20, 984	3, 847	273

※自動販売機：計 9 台（飲料 7、アイス 1、軽食 1）

※今後の売上数量を保証するものではありません

※ 1 月は、休館月

別紙3 自動販売機 設置図



清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務契約書（案）

件 名 国立中央青少年交流の家清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務 一式
金 額 別紙、自動販売機設置内訳のとおり

発注者 独立行政法人国立青少年教育振興機構 国立中央青少年交流の家 所長 藤原 一成（以下「発注者」という。）は、〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇（以下「受注者」という。）との間において、上記の件について、上記金額で次の条項によって委託業務を締結し、信義に従って誠実にこれを実施するものとする。

（設置条項）

第1条 発注者は、発注者の管理する別紙の設置場所に受注者が自動販売機を設置し飲料等の販売を行う業務を委託するものとする。

2 自動販売機設置内訳は、発注者・受注者間で協議の上これを書面により変更することができるものとする。

（自動販売機の管理）

第2条 受注者は、定期的にルートセールスを派遣して、自動販売機の衛生管理、中身商品の補充等を行うものとする。

2 清涼飲料水等の欠品が出た場合には、発注者の申し出により速やかに対応するものとする。

（自動販売機の損壊等）

第3条 発注者は、自動販売機の損壊、盗難事故、運転の不円滑、その他異常を発見した時は遅延なくこれを受注者に通知するものとする。

2 前項の通知があった場合その他自動販売機に故障ある場合は、受注者は速やかに修理等を行うものとする。

（再委託）

第4条 受注者は、業務の全部又は一部を第三者に再委託（再委託先が委託の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）してはならない。ただし、業務の主要な部分を除き、その一部を再委託する必要があるときは、あらかじめ発注者にその承認を得るものとする。

2 受注者は、前項ただし書きに定める業務の一部を再委託した場合、当該再委託先の行為は、受注者の行為とみなすものとする。

（契約期間）

第5条 本契約の有効期間は、令和8年10月1日から令和13年9月30日までとする。

（契約の解除）

第6条 発注者は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、契約を解除することができる。ただし、発注者は、契約の解除が適当でないと判断した場合は、受注者と協議の上契約を解除せず違約金を徴収することができる。

- （1）受注者が、正当な理由なく、この契約の全部又は一部を履行しないとき。
- （2）この契約の履行について、受注者に不正・不当な行為があったとき。
- （3）受注者がこの契約を履行する能力を失ったことが明らかに認められるとき。
- （4）受注者が、発注者と現に締結している他の契約について、受注者の責に帰すべき事由により当該契約を解除されたとき。
- （5）受注者が次のいずれかに該当するとき。

- イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは供給契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 下請契約又は材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（6）前号のほか、受注者がこの契約に違反したとき。

（7）発注者の都合により契約の解除の必要があるとき。

- 2 受注者は、本契約の有効期間中に商品の販売数量が著しく少ない場合等、本契約を継続することが困難な理由が発生したときには、解除することができる。
- 3 第1項により契約を解除する場合において、（7）が生じたときは、発注者は受注者に対して契約解除の理由を記載した書面を解除しようとする1ヵ月前までに受注者に通知し、解除できるものとするが、（1）から（6）については、書面をもって通告することによって解除するものとする。なお、受注者の解除については、1ヶ月前に通知し、発注者・受注者協議の上その承諾を得て、本契約を解除することができる。

（電気料及び不動産貸付料）

第7条 発注者は、受注者に自動販売機設置等に伴う不動産貸付料を無償とする。

- 2 自動販売機設置及び運転に伴う電気料金は、受注者の負担とする。

（売上金）

第8条 自動販売機による売上金は、受注者に帰属する。

（売上報告）

第9条 受注者は、自動販売機毎に清涼飲料水等の売上について、売上月の翌月の20日までに発注者に報告するものとする。

（手数料の振込）

第10条 受注者は、前条の売上金に対し、別紙の手数料率を乗じた額を、手数料として発注者に納めるものとする。

- 2 受注者は、前項の手数料について、四半期ごとに、四半期毎に取りまとめ、発注者に報告するとともに、発注者が指定する下記の銀行口座へ振込するものとする。

銀行名	三菱UFJ銀行
支店名	渋谷支店
種別	普通預金
口座番号	2971559
口座名義	独立行政法人国立青少年教育振興機構 自販機口

3 前項に係る振込手数料は、受注者が負担するものとする

(手数料の改定)

第11条 清涼飲料水等の販売数量が著しく増減及びその他の事由が生じた場合には、発注者・受注者間で協議の上、手数料を改定することができるものとする。

(契約保証金)

第12条 契約保証金は免除する。

(自動販売機の移動または撤去)

第13条 受注者は、自動販売機の設置場所の移動、または撤去について、発注者から要望がある場合は、速やかに対応するものとし、その費用は、受注者が負担するものとする。

(契約終了時の原状復帰)

第14条 受注者は、本契約が終了したときは、受注者の負担により、速やかに自動販売機を撤去し、発注者が指定する日までに原状に回復するものとする。

(事故等の賠償)

第15条 受注者は、自動販売機に起因する事故等による発注者又は第三者への賠償について、受注者の責任において行うものとする。

2 受注者は、この契約に定める義務を履行しないために発注者に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として発注者に支払わなければならない。

(秘密情報の順守)

第16条 受注者は、この契約に関連して知ることのできた発注者の知識又は情報（個人情報を含む）その他の権利（以下「秘密情報」という。）について次の各号の規定を遵守すること。ただし、発注者からの指示又は承諾がある場合はこの限りではない。

- (1) 秘密情報の目的外利用を禁止するとともに、第三者に漏洩し、又は譲渡し、若しくは利用させてはならない。
- (2) 秘密情報の漏洩等が発生した場合は、被害拡大の防止に万全に期するとともに、直ちに委託者へ報告すること。
- (3) 秘密情報を複製等してはならない。
- (4) 秘密情報は、契約期間満了後速やかに消去等すること。
- (5) 秘密情報に関する関係法令に基づき業務を実施すること。
- (6) 前各号に違反した場合は、契約解除するとともに、発注者に生じた損害賠償の責めを負うこと。

2 前項の規定は、契約解除後又は契約期間満了後においても存続するものとする。

(一般的約定)

第17条 この契約の一般的約定事項については、独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則によるほか、文部科学省が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。

(協議)

第18条 この契約に定めのない事項、又はこの契約の内容に疑義が生じた場合は、その都度発注者・受注者間で協議の上定めるものとする。

上記契約の成立を証するため本契約書2通を作成し、発注者・受注者は次に記名押印のうえ、各自1通保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

発注者 住 所 静岡県御殿場市中畑2092番地の5
氏 名 独立行政法人国立青少年教育振興機構
国立中央青少年交流の家
所 長 藤原 一成

受注者 住 所
氏 名

自動販売機設置内訳

No.	機種 区分	設置場所	販売価格	販売手数料（%）	年間消費電力量 （kWh）
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

※機種区分

（ア）	カップ式コーヒー機
（イ）	カップ式コーヒー&ジュース機
（ウ）	缶&ペット機
（エ）	牛乳等パック機
（オ）	カップめん機
（カ）	小型ビン飲料機
（キ）	ペット専用機
（ク）	アルコール類機
（ケ）	アイスクリーム機
（コ）	パン機